



第1章

計画の策定にあたって

1

地域共生社会や地域福祉の考え方

2

計画の目指す役割

3

計画概要

4

計画の推進



1 地域共生社会や地域福祉の考え方

(1) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が排除されることなく、地域社会に参画し、ともに生活していくことや地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが大切です。



(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民が誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域に関わる全ての人々が主体的に関わり、地域社会全体で地域共生社会の実現や福祉課題の解決に向けて取り組む仕組みを指します。

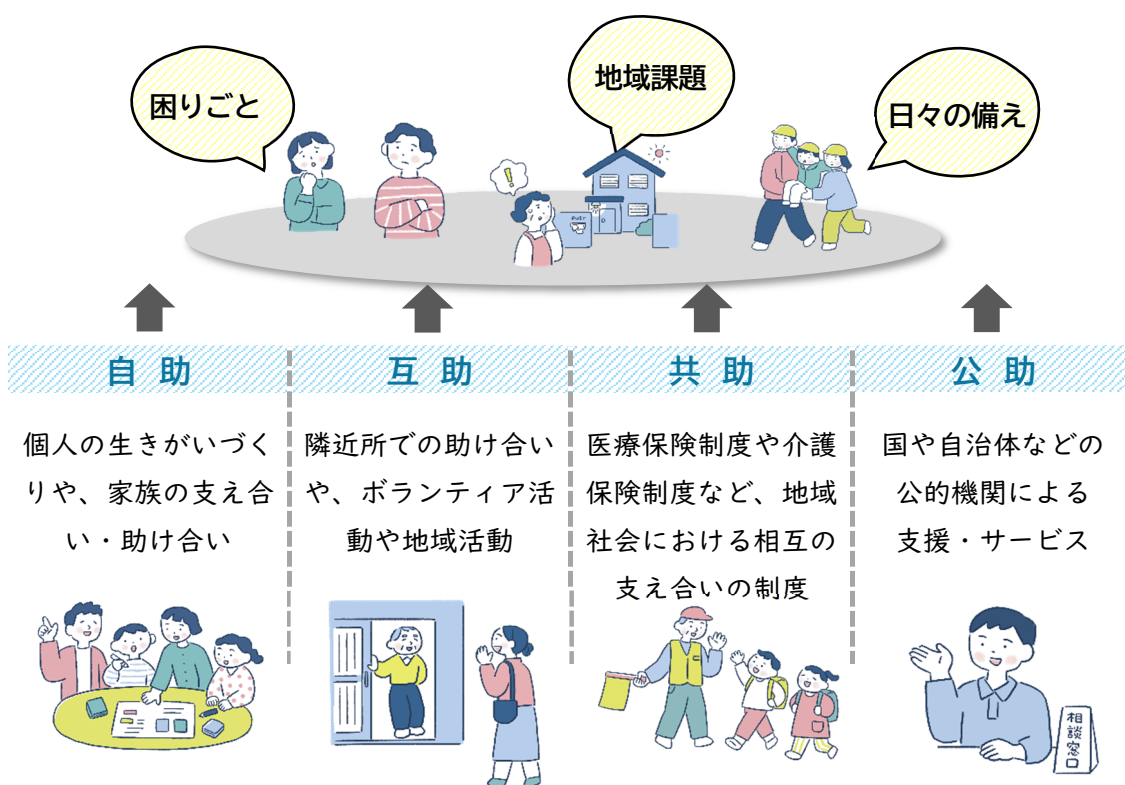
市民一人ひとりのウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）を実現するためには、住民や地域団体、様々な機関が協働して支え合うことが重要です。

また、福祉だけでなく、福祉以外の分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進することが求められます。

市民一人ひとりが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をみんなで作る



■ 地域福祉を推進するための役割



2 計画の目指す役割

(1) 社会的な背景

近年、人口減少・少子高齢化が進行しており、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、生産年齢人口が大幅に減少する「2040年問題」といった社会問題のほか、核家族化や単身世帯の増加が進行するなど、社会構造が変化しています。さらに、ライフスタイルの多様化や地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、地域を取り巻く環境も大きく変化しています。

この結果、複合化・複雑化した福祉課題が顕在化してきており、これまでのような福祉の分野別支援だけでは対応が困難になっています。

これらの福祉課題に対応するためには、従来の福祉分野の縦割りを超えて連携し分野横断的に支援に取り組むとともに、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題に取り組む包括的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 計画の趣旨

「地域共生社会」を実現するためには、地域住民、関係機関、団体や行政等、地域を挙げて福祉課題・生活課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

本市では、令和2年(2020)3月に「第4期摂津市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり」を基本理念とし、(1)多様な活動を生み出す地域づくり(2)地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備(3)誰もがいきいきと暮らせるまちづくり(4)安心して暮らせるまちづくりを基本目標に、様々な施策や事業を展開してきました。

近年、地域を取り巻く環境が変化している中、国の動向に加え、本市における地域福祉の状況や課題、市民や地域で活動する団体などのニーズを踏まえ、行政と地域住民・地域の多様な主体の協働による取組を推進していく必要があります。

そこで、これまでの取組を整理し、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「第5期摂津市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

本市では、包括的支援体制の構築を目指し、令和8年度(2026)から重層的支援体制整備事業を実施します。この事業を実効性のあるものとするため、重層的支援体制整備事業実施計画を本計画に包含した形で新たに策定します。

地域福祉計画に欠かせない事項

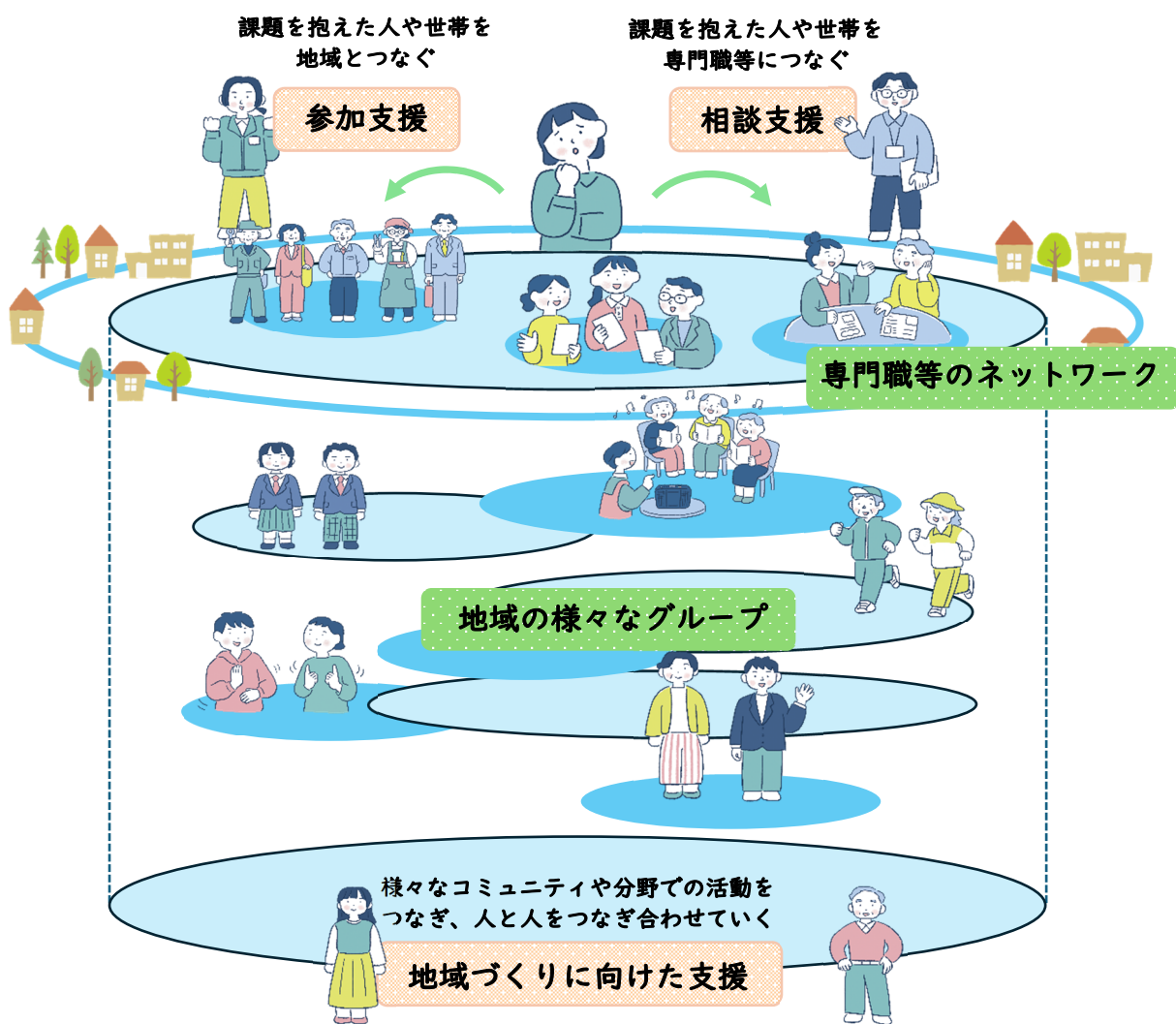
重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、市域全体で断らない相談支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくりに係る取組を活かしながら、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業です。

社会福祉法第106条の4第2項に規定する「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に係る各事業を個別に行うのではなく、関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して一体的に実施することにより、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

■ 重層的支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省地域共生社会ポータルサイト参照）

市町村全体がチームとなり、3つの支援を一体的に実現する



3 計画概要

(1) 法令根拠

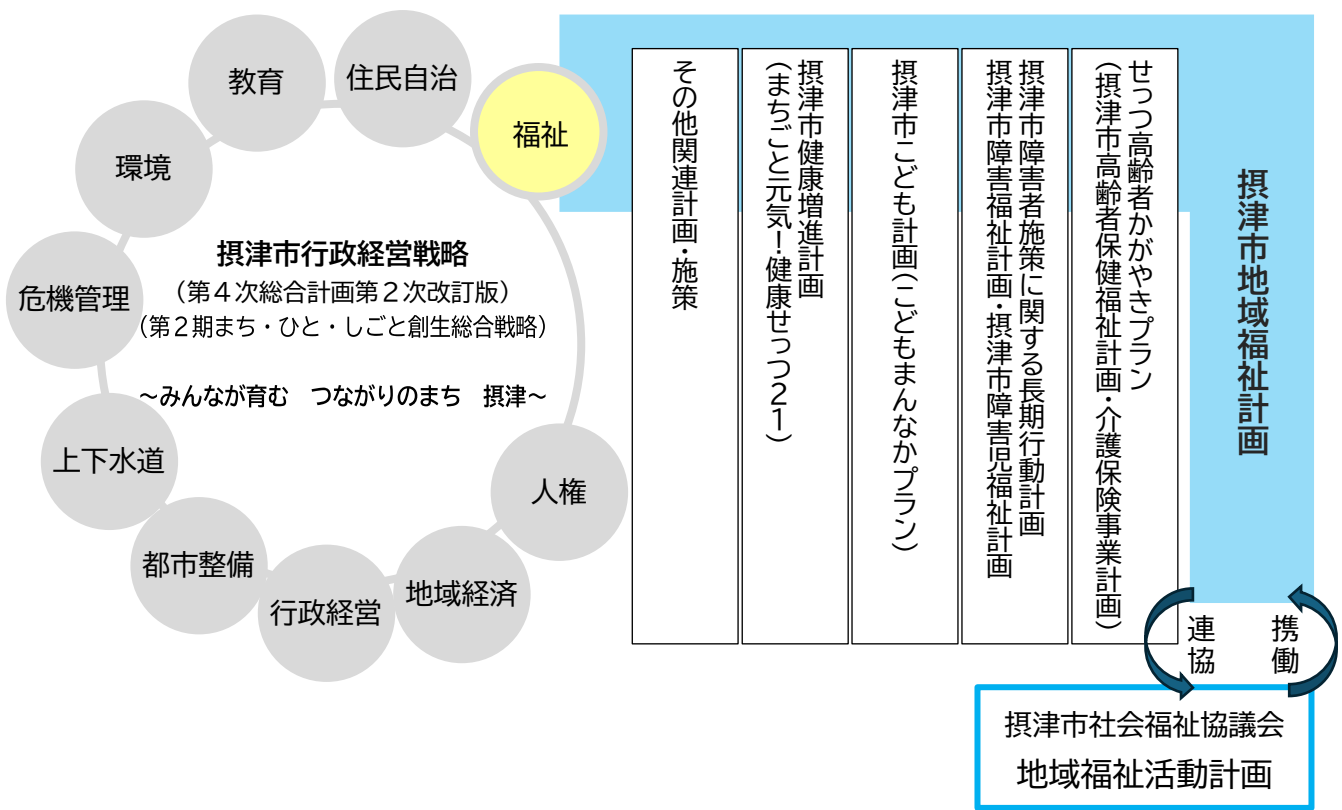
この計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉のあり方や推進に向けた基本的な方向を定めるため、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」です。

また、下記の法律に基づく、計画を包含しています。

- 社会福祉法第 106 条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」

(2) 関連計画等との整合

本計画は、「摂津市行政経営戦略」で示す福祉分野における「地域福祉」にあたり、こどもや高齢者、障害者等の各福祉計画において共通して取り組むべき事項を定める上位計画に位置づけています。





(3) 計画の期間

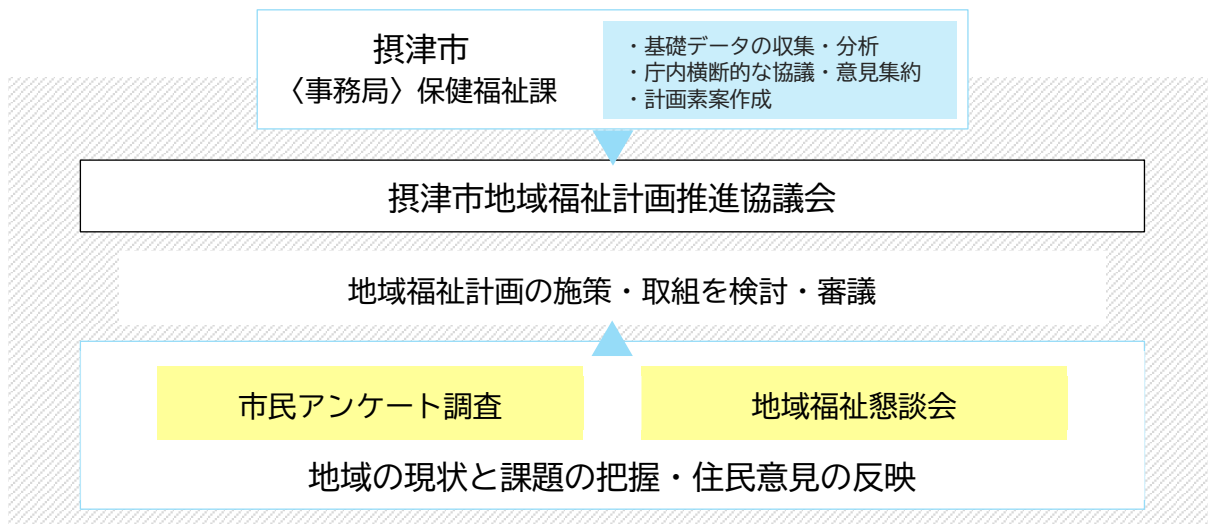
本計画の計画期間は、令和8年度(2026)から令和13年度(2031)までの6年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

■ 地域福祉計画と関連計画の計画期間

計画名	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	
摂津市地域福祉計画	第4期	第5期					第6期		
せつ高齢者 かがやきプラン	第9期	第10期			第11期				
摂津市障害者施策に 関する長期行動計画	第4次(後期)				第5次(前期)				
摂津市障害福祉計画	第7期	第8期			第9期				
摂津市障害児福祉計画	第3期	第4期			第5期				
摂津市こども計画	第1期				第2期				
まちごと元気! 健康せつ21	第3次								
摂津市地域福祉活動計画 ※社会福祉協議会	第2期	第3期					第4期		

(4) 計画の策定手法

計画策定にあたっては、本市の市民ニーズをよりの確に把握する手法として、定量的調査として「市民アンケート調査」、定性的調査として「地域福祉懇談会」を実施しました。また、計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施の上、「摂津市地域福祉計画推進協議会」において計画内容を審議しました。



4 計画の推進

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関わる課題は、福祉、保健、医療、教育、防災など、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課が地域福祉に関する課題や問題を共有しつつ、連携して本計画を推進し、課題解消に取り組んでいきます。

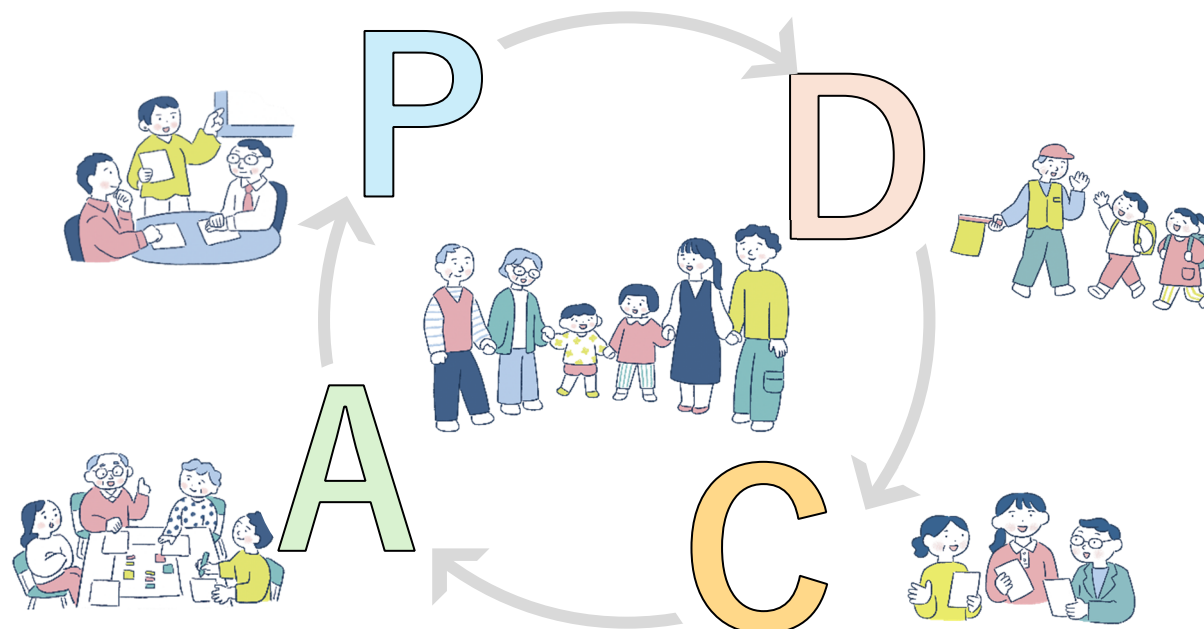
また、地域における様々な課題の解決には、行政や社会福祉協議会のみならず、地域住民や福祉団体、市民公益活動団体など、様々な主体が参加し、協働・連携することが必要となります。

そのため、本計画の周知・普及を積極的に行い、住民、住民団体・関係機関等の協働のもと、地域が一丸となって地域福祉を推進していく体制の整備に取り組めます。

(2) 計画の進行管理

計画に基づいて実施した取組・成果等について、学識経験者や市内の関係機関、関係団体等で構成する「摂津市地域福祉計画推進協議会」で評価・検証を行い、計画の進行管理・進捗状況の確認を行います。

なお、計画の進行管理にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルに基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。





(3) 社会福祉協議会との連携

① 社会福祉協議会の役割

今後も増加することが予想される福祉課題に適切に対応していくためには、行政と地域住民双方の協働はもとより、その間をつなぐ役割を担う社会福祉協議会の存在が、ますます重要になります。

摂津市社会福祉協議会では、これまで、校区等福祉委員会などの活動支援やボランティアの派遣のほか、高齢者支援の中核的な機関となる地域包括支援センターの運営、地域住民相互のつながりを発掘しコーディネートする生活支援コーディネーター事業や、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉課題に対する相談支援や地域のネットワークづくりなどを展開してきました。

また、大規模な災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの派遣や避難行動要支援者の安否確認などを実施しています。

今後、介護、子育て、障害、貧困など様々な課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、社会福祉協議会の活躍が期待されています。

② 地域福祉活動計画

摂津市社会福祉協議会では、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域住民や民間団体の参加と協働を進める実践的な計画である「地域福祉活動計画」を策定しています。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体、行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要です。

そこで、第2期摂津市地域福祉活動計画では、第4期摂津市地域福祉計画の基本理念を共有のもと、地域福祉計画のアクションプランとして位置づけ、地域のニーズに即した柔軟な活動を展開してきました。

第3期摂津市地域福祉活動計画においても、本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、連携しながら地域福祉を推進するため、一体的に計画を策定しています。

